消　防　計　画

（目的）

第１条　この計画は、消防法第８条第１項に基づき、　　　　　　　　　　における

防火管理業務について必要な事項を定めて、火災、震災、その他の災害の予防

及び人命の安全並びに被害の極限防止を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第２条　この計画は、　　　　　　　　　　に勤務し、出入りするすべての者に適用

する。

（防火管理者の権限と業務）

第３条　防火管理者は、　　　　　とし、この計画についての一切の権限を有すると

ともに、次の業務を行う。

（１）　消防計画の作成、変更及び提出（改正の都度）

（２）　消火、通報及び避難誘導等の訓練の実施並びに消防機関への指導要請

（３）　消防用設備等の点検、整備の実施及び監督並びに消防機関への報告

（４）　建築物、火気使用設備器具、その他火災予防上留意しなければならない施

設等の検査の実施及び監督

（５）　火気の使用又は取扱いに関する指導監督

（６）　消防用設備等の設置位置及び発災時の避難経路を明示した図面の作成及び

周知徹底（別添参照）

（７）　自衛消防隊の編成及び任務分担の周知徹底

（８）　法令に基づく関係機関に対する報告及び届出等

（９）　管理権原者に対する助言及び報告並びにその他防火管理上必要な業務

（火元責任者の指定）

第４条　火災予防及び地震等の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者

を次のように定め任務分担を指定する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 火元責任者 | 担当場所 | 任　　　　務 |
|  |  | ・吸がら及び火気使用設備器具の管理・電気設備器具の安全確認・消火器等の管理・避難通路の確保・地震等の出火防止・その他火災予防上必要な事項 |

（火災予防上の遵守事項）

第５条　火災予防のためすべての者は、次の事項を遵守しなければならない。

（１）　火気使用設備器具は、使用する前及び使用後には必ず点検し、安全を確認

する。

（２）　火気使用設備器具の周囲は、常に整理整とんをしておく。

（３）　灰皿、吸がらの後始末を完全にする。

（４）　廊下、階段、通路、出入口等その他避難のために使用する施設には、避難

の妨害となる設備を設けたり、物品を置いたりしない。また、避難口等は、

容易に解錠できるようにしておく。

（５）　消防用設備等の周囲には、装飾等をしない。

（６）　火災を発見した場合は、消防機関（１１９）に通報するとともに防火管理

者に連絡し、定められた任務分担により適切な行動をとる。

（７）　喫煙は、指定した場所で行う。

（法定・自主点検検査）

第６条　建物等の自主検査及び消防用設備等の法定点検・自主検査は、別に定める点

検検査表に基づき、次により実施する。

（１）　建物及び消防用設備等の自主検査

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 検査対象 | 検査実施月 | 検査員 |
| 建　　　　　　物 |  |  |
| 火気使用設備器具 |  |  |
| 消火設備 |  |  |
| 警報設備 |  |  |
| 避難設備 |  |  |

（２）　消防用設備等の法定点検

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 点検対象 | 点検実施月 | 点検員 |
| 機器点検 | 総合点検 | 氏名と点検保守契約を結び、点検、整備を実施する。 |
| 消火器 |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（結果の記録及び報告）

第７条　点検、検査の結果は、「防火対象物維持台帳」に記録しておくとともに消防

用設備等の点検結果については、１年に１回、銚子市消防長に報告する。

また、不備欠かんを認めたときは、早急にその是正を図る。

（自衛消防組織と任務分担）

第８条　　　　　　　　　　　の自衛消防組織として、　　　　　　　を隊長とし、次の任務分担により自衛消防隊を編成する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 担当区分 | 氏　　名 | 任　　務 |
| 自衛消防隊長 |  | 隊員を指揮し、避難誘導及び火災の拡大防止にあたるとともに火災の状況及び逃げ遅れ者の有無等について、消防隊に報告すること。 |
| 通報連絡係 |  | 消防機関への通報又はその確認を行うこと。あらゆるものを活用し、発災を知らせるとともに消防隊の誘導及び消防隊への情報の提供を行うこと。 |
| 初期消火係 |  | 消火器等を用いて初期消火活動を行うこと。 |
| 避難誘導係 |  | 非常口を開放するとともに避難誘導にあたること。避難終了後、人員を確認し、その結果を自衛消防隊長に連絡すること。 |

（震災予防措置）

第９条　地震時の災害の発生を予防するため第４条から第７条に定めるほか、次のこ

とを行うものとする。

（１）　建物及び建物に付随する施設物（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の

防止措置

（２）　火気使用設備器具等の転倒防止措置及び自動消火装置等の作動状況の検査

（３）　危険物類の転倒、落下、浸水等による発火防止の措置

２　　防火管理者及び各火元責任者は、被害を生ずるに至らない地震の場合であっ

ても、地震後建物、火気使用設備器具等の点検、検査を行い、その安全性を確

認すること。

（地震時の活動）

第10条　地震時の活動は、第８条に準じて行うほか次によるものとする。

（１）　防火管理者は、火元責任者等を指揮し、火気使用設備器具からの出火防止

措置を行うこと。

（２）　避難は、防災機関からの避難命令又は防火管理者の判断により開始する。

（３）　避難場所は　　　　　　　とし、集結場所は　　　　　　　　　とする。

なお、誘導には防火管理者があたる。

（防災教育及び訓練）

第11条　防火管理者は、次により防災教育及び訓練を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　分 | 実施月 | 備　　考 |
| 基礎訓練部分訓練 | 消火訓練 |  |  |  |
| 通報訓練 |  |  |
| 避難訓練 |  |  |
| 総合訓練及び防災教育 |  |  |
| 震災訓練 | 　上記の各種訓練に準じて行うほか、関係機関が行う訓練に積極的に参加する。 |

２　防火管理者は、自衛消防訓練を実施する場合には、「消防訓練実施届」に

より消防本部へ通知するものとする。

附　則

この計画は、　　　　年　　月　　日から施行する。

避難経路図

|  |
| --- |
|  |

※赤矢印は、避難方向